

新旧対照表

世田谷区みどりの基本条例

新	旧
<p>世田谷区みどりの基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月14日 条例第13号</p> <p>改正 平成21年3月9日条例第13号 平成22年3月9日条例第18号 自然的環境の保護及び回復に関する条例(昭和52年4月世田谷区条例第11号)の全部を改正する。</p> <p>第1条 ～ 省略</p> <p>第25条 第5章 みどりの保全及び創出に係る措置及び緑化基準 (建築行為等における届出等)</p> <p>第26条 次に掲げる行為(以下「建築行為等」という。)を行おうとする者は、当該敷地又は区域に係るみどりの保全及び創出に関する計画書をあらかじめ区長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>150平方メートル以上の敷地(次号に規定する敷地及び規則で定める敷地を除く。)</u>又は区域における規則で定める建築行為、開発行為その他の行為</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区における250平方メートル未満の敷地における規則で定める建築行為</p> <p>2 区長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、みどりの保全及び創出を図るため、必要な措置をとるよう要請することができる。</p> <p>第27条 ～ 省略</p> <p>第39条</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成26年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日より施行する。</p>	<p>世田谷区みどりの基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月14日 条例第13号</p> <p>改正 平成21年3月9日条例第13号 平成22年3月9日条例第18号 自然的環境の保護及び回復に関する条例(昭和52年4月世田谷区条例第11号)の全部を改正する。</p> <p>第1条 ～ 省略</p> <p>第25条 第5章 みどりの保全及び創出に係る措置及び緑化基準 (建築行為等における届出等)</p> <p>第26条 次に掲げる行為(以下「建築行為等」という。)を行おうとする者は、当該敷地又は区域に係るみどりの保全及び創出に関する計画書をあらかじめ区長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>250平方メートル以上の敷地又は区域における規則で定める建築行為、開発行為その他の行為</u></p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区における250平方メートル未満の敷地における規則で定める建築行為</p> <p>2 区長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、みどりの保全及び創出を図るため、必要な措置をとるよう要請することができる。</p> <p>第27条 ～ 省略</p> <p>第39条</p>